

## 岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）新旧対照表

## 第 1 章 総 則

現行	修正案	修正理由
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節から第 3 節まで 略</p> <p>第 4 節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成 24 年 10 月 31 日策定。平成 29 年 7 月 5 日最終改正。以下「指針」という。）を遵守するものとする。</p> <p>第 5 節及び第 6 節 略</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節から第 3 節まで 略</p> <p>第 4 節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成 24 年 10 月 31 日策定。平成 30 年 10 月 1 日最終改正。以下「指針」という。）を遵守するものとする。</p> <p>第 5 節及び第 6 節 略</p>	<p>・国の原子力災害対策指針の改正に伴う修正</p>

現行	修正案	修正理由
<p>第2章 原子力災害事前対策 略</p> <p>第1節及び第2節 略</p> <p>第3節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携        県は、地域防災計画（原子力災害対策計画）の策定、原子力事業者の防災対策に関する情報の収集・伝達、防災訓練の実施、県民等に対する原子力防災に関する普及啓発、事故時の連絡体制、防護対策・広域連携等（避難計画の策定を含む。）の緊急時対応について、平常時から原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。        また、県は、緊急時モニタリング計画の作成、緊急時モニタリング訓練、事故時の緊急時モニタリングや関係府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図るものとする。</p> <p>第4節から第22節まで 略</p>	<p>第2章 原子力災害事前対策 略</p> <p>第1節及び第2節 略</p> <p>第3節 原子力防災専門官及び上級放射線防災専門官との連携        県は、地域防災計画（原子力災害対策計画）の策定、原子力事業者の防災対策に関する情報の収集・伝達、防災訓練の実施、県民等に対する原子力防災に関する普及啓発、事故時の連絡体制、防護対策・広域連携等（避難計画の策定を含む。）の緊急時対応について、平常時から原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。        また、県は、緊急時モニタリング計画の作成、緊急時モニタリング訓練、事故時の緊急時モニタリングや関係府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、上級放射線防災専門官と密接な連携を図るものとする。</p> <p>第4節から第22節まで 略</p>	<p>・国の防災基本計画の改正に合わせた修正</p>



(5) 災害対策本部体制  
略

ア 略

イ 緊急対策チームの事務分掌等

災害対策本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班については、下表のとおりとする。(太字は主管班)

緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー	事務分掌	構成班
③ 災害情報集約チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー 危機管理政策課長 <b>広報課長</b>	災害情報の収集・集約・公表に関すること ・災害(事故)状況、対策措置等の情報収集・集約に関すること ・オフサイトセンターへの職員派遣及び派遣職員からの情報収集・集約に関すること ・上記のとりまとめと記者公表及び関係機関への情報提供に関すること ・ホームページによる情報提供に関すること ・知事の記者会見に関すること ・報道機関への緊急報道要請に関すること	<b>危機管理部各班</b> 広報班 <b>行政管理班</b> 情報企画班 警備総括班
⑥ 避難所支援チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー <b>防災課 防災対策監</b>	避難所等における被災者のニーズ把握、避難所運営支援、授業再開及びボランティアに関すること ・避難所運営の支援に関すること ・ボランティアの県内広域調整に関すること ・授業再開対策に関すること	<b>防災班</b> <b>危機管理政策班</b> <b>消防班</b> 廃棄物対策班 私学振興・青少年班 健康福祉政策班 <b>地域福祉班</b> 教育財務班 学校安全班 学校支援班 特別支援教育班
⑬ 被災者支援チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー <b>防災課 地域防災支援監</b>	被災者の支援に関する総括及び調整に関すること ・災害救助法に関すること ・仮住宅建設に関すること ・義援金に関すること	<b>防災班</b> 健康福祉部各班 <b>公共建築班</b> 住宅班 出納管理班

ウ 略

(5) 災害対策本部体制  
略

ア 略

イ 緊急対策チームの事務分掌等

災害対策本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班については、下表のとおりとする。(太字は主管班)

緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー	事務分掌	構成班
③ 災害情報集約チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー 危機管理政策課長 [ ]	災害情報の収集・集約・公表に関すること ・災害(事故)状況、対策措置等の情報収集・集約に関すること ・オフサイトセンターへの職員派遣及び派遣職員からの情報収集・集約に関すること ・上記のとりまとめと記者公表及び関係機関への情報提供に関すること ・ホームページによる情報提供に関すること ・知事の記者会見に関すること ・報道機関への緊急報道要請に関すること	<b>危機管理部各班</b> 広報班 [ ] 情報企画班 警備総括班
⑥ 避難所支援チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー <b>防災課 地域防災支援監</b>	避難所等における被災者のニーズ把握、避難所運営支援及び授業再開に関すること ・避難所運営の支援に関すること ・ボランティアの県内広域調整に関すること ・授業再開対策に関すること	<b>防災班</b> [ ] [ ] 廃棄物対策班 私学振興・青少年班 健康福祉政策班 [ ] 教育財務班 学校安全班 学校支援班 特別支援教育班
⑬ 被災者支援チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー <b>防災課 防災対策監</b>	被災者の支援に関する総括及び調整に関すること ・災害救助法に関すること ・仮住宅建設に関すること ・義援金に関すること	<b>防災班</b> 健康福祉部各班 [ ] 住宅班 出納管理班

・岐阜県災害対策マニュアルの記載にあわせた修正

・岐阜県災害対策本部緊急対策チームの編成に合わせた修正

<p>ウ 略 2から6まで 略</p> <p>第3節から第14節まで 略</p> <p>第4章 略</p>	<p>ウ 略 2から6まで 略</p> <p>第3節から第14節まで 略</p> <p>第4章 略</p>	<p>・岐阜県災害対策本部の緊急対策チームの編成に合わせた修正</p>
---	---	-------------------------------------

現行	修正案	修正理由
<p>第5章 複合災害対策</p> <p>第1節及び第2節 略</p> <p>第3節 災害応急対策 1から4まで 略</p> <p>5 避難等の防護活動</p> <p>県及び被災市町村は、複合災害時には、単独災害の場合に比べ情報と人的資源が不足した状況であっても、防護対策に関する意思決定を遅滞なく行い、防災関係機関と密接に連携し、避難等の防護活動を行う。</p> <p>（1）避難等</p> <p>県、被災市町村及びその他防災関係機関は、収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替となる避難経路の確保を図る。</p> <p>その上で、あらかじめ定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路での避難誘導や代替避難施設の開設を行うものとする。</p> <p>また、県、市町村及びその他防災関係機関は、道路崩壊等により自動車又は鉄道等を活用した陸路での避難が困難になった場合、ヘリ等による空路での搬送手段の調整を速やかに行う。</p> <p>なお、広域避難が必要となる場合は、県が、市町村、その他防災関係機関等から収集した避難経路の状況や避難施設の安全状況を踏まえ、「広域避難方針」に基づき、国の協力のもと、避難先を調整し、決定する。</p> <p>（2）自衛隊への災害派遣要請</p> <p>県は、避難手段確保のため、必要がある場合には、自衛隊へ災害派遣要請を行う。</p> <p>6及び7 略</p>	<p>第5章 複合災害対策</p> <p>第1節及び第2節 略</p> <p>第3節 災害応急対策 1から4まで 略</p> <p>5 避難等の防護活動</p> <p>県及び被災市町村は、複合災害時には、単独災害の場合に比べ情報と人的資源が不足した状況であっても、防護対策に関する意思決定を遅滞なく行い、防災関係機関と密接に連携し、避難等の防護活動を行う。</p> <p>なお、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</p> <p>（1）避難等</p> <p>県、被災市町村及びその他防災関係機関は、収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替となる避難経路の確保を図る。</p> <p>その上で、あらかじめ定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路での避難誘導や代替避難施設の開設を行うものとする。</p> <p>また、県、市町村及びその他防災関係機関は、道路崩壊等により自動車又は鉄道等を活用した陸路での避難が困難になった場合、ヘリ等による空路での搬送手段の調整を速やかに行う。</p> <p>なお、広域避難が必要となる場合は、県が、市町村、その他防災関係機関等から収集した避難経路の状況や避難施設の安全状況を踏まえ、「広域避難方針」に基づき、国の協力のもと、避難先を調整し、決定する。</p> <p>（2）自衛隊への災害派遣要請</p> <p>県は、避難手段確保のため、必要がある場合には、自衛隊へ災害派遣要請を行う。</p> <p>6及び7 略</p>	<p>・国の防災基本計画の改正に合わせた修正</p>